

令和元年

第4回市議会定例会 議案第21号

函館市児童館条例の一部改正について

函館市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童館条例の一部を改正する条例

函館市児童館条例（昭和35年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「函館市宮前児童館 函館市宮前町25番15号
函館市人見児童館 函館市人見町15番5号」 を

「函館市宮前児童館 函館市宮前町25番15号」に、

「函館市上湯川児童館 函館市上湯川町8番1号
函館市本町児童館 函館市本町36番15号」 を

「函館市上湯川児童館 函館市上湯川町8番1号」に、

「函館市神山児童館 函館市神山町241番地70」を

「函館市神山児童館 函館市神山町241番地70
函館市大森浜児童館 函館市金堀町3番2号」 に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

人見児童館および本町児童館を廃止し、金堀町に児童館を設置するため